

令和7年度 所沢市立北中小学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年2月21日改定

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、いじめをなくすためには、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解にたち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であるという基本理解のもと、いじめ防止対策推進法及び埼玉県の基本方針、所沢市の基本方針に基づき、「北中小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

◆ もくじ ◆

I いじめ問題に関する基本的な考え方…1	IV いじめに対する措置……………5
1 いじめとは	1 いじめ対応の基本的な流れ
2 いじめ問題に関する基本的認識	2 いじめが起きたときの対応
II いじめの未然防止のための取組………2	3 重大事態への対処
1 居場所となる学級・学校づくり	4 ネットいじめへの対応
2 自己有用感を高めるための場や機会の設定	
3 いじめに向かわない態度・能力の育成	
III 早期発見のための心構えと手立て………3	V 組織対応……………10
1 早期発見のための心構え	1 いじめ防止のための組織
2 早期発見のための手立て	2 いじめ発生時の組織的対応の流れ
	3 いじめ防止に関わる取組の年間計画
	VI いじめ相談窓口……………12

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは

◆ いじめの定義 ◆

「いじめ」とは、
「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」
とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮を行い、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

◆ いじめの態様 ◆

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

児童間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査し、指導する。

2 いじめ問題に関する基本的認識

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることから始まる。

1 居場所となる学級・学校づくり

① わかる授業・活躍できる授業

○ひやかしやからかい、過度な競争がなく、児童が、安心して参加し、わかる喜びや活躍できる喜びを味わえる授業を実践する。

○教員が積極的に授業を参観し合い、生徒指導の観点から意見を交換し合う。

② 規律ある生活

○規律を確立することによりトラブルを減少させ、児童が安心して様々な活動に取り組めるようになる。

③ 一人ひとりが大切にされる雰囲気づくり

○児童一人一人の個性が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学級及び、学校全体で取り組む。

○教員による、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が無いよう注意する。

○特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

○援助を求めることが苦手な「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めるようにする。

2 自己有用感を高めるための場や機会の設定

① 学級・学年における活躍の場の設定

○学級の係活動や行事ごとの実行委員会など、児童が活躍できる場面を意図的に設定し、児童が主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるようにする。

② 特別活動の充実

○クラブ活動や委員会活動において児童の主体的な活動を尊重する。

○縦割り活動や異学年との交流活動を通じ、「お世話される体験」と「お世話する体験」の両方を経験させる。

3 いじめに向かわない態度・能力の育成

① いじめに関する指導の確実な実施

○「いじめは人間として絶対に許されない」という意識、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という認識、また、「いじめを大人に伝えることは正しい行為である」という認識を児童に持たせる指導を確実に行う。

- 「いじめ撲滅強調月間」（11月）等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会をつくる。
- 児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャルスキルトレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止、早期発見、自殺防止に努める。

② 人権教育の推進

- 人権教育の推進により、自分の存在と他人の存在を等しく認め、意見の相違があっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、周りの児童に被災児童の気持ちを理解させる。

③ 道徳教育の充実

- いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てる。

④ 情報モラル教育の充実

- 情報モラル教育の充実に努め、児童がインターネットを適正に使用する能力を育てる。
- 児童や保護者を対象にした、スマートホン等を適正に使用する能力・態度を育成する講習会の充実を図る。

4 中学校及び関係機関、保護者・地域との連携

① 中学校との連携

- 地区生徒指導研修会や体験入学等を利用し、いじめにかかる情報連携を行い、多くの教職員で児童を見守る。

② 関係機関との連携

- 児童相談所、所沢警察署、こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター等、関係機関等と必要に応じて連携を進め、指導に生かしていく。

③ 保護者・地域との連携

- 学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となつたいじめ対応の体制づくりに努める。
- 新入児の保護者に対しては、入学説明会等で「子育ての目安『3つのめばえ』」を配布し、いじめの未然防止に向けた取組を促す。

III 早期発見のための心構えと手立て

1 早期発見のための心構え

いじめの早期発見のためには、いじめは人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で関わり合い、判断していくことが大切である。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見のがさないアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することを心掛けていく。

- *特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み報告を行わないことが、法の規定に違反することを理解し、積極的に情報交換を行う。
- *児童自身が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを教職員が理解し、訴えがあった場合は迅速に対応することを徹底する。

2 早期発見のための手立て

① 日々の観察と情報交換

- 児童とのふれあいの中で、表情や言動の変化を見逃さないよう観察する。
- 様々な教育活動を通して、多くの教職員で児童を見守り、気になることがあったときなど、随時情報交換を行う。
- 日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。

② 教職員の指導力の向上

- 校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、教職員の資質の向上に努め、個々の児童への指導を充実させる。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ問題対策委員会へ情報共有する等、事案に対する適切な対応方法に関する教職員の共通理解を図る。

③ 定期的なアンケート調査・個人面談

- 6月、9月、1月に全校児童を対象に生活アンケートを実施する。また、実態に応じて随時実施する。
- アンケートで気になる回答があったときは、即時確認をする。
- 可能な範囲で個人面談を実施し、児童の悩み等に耳を傾ける
- アンケートでは本音を書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努める。

③ 心のふれあい相談員の活用

- 年度初めに朝会で心のふれあい相談員を全校児童に紹介し、周知を図る。
- 相談箱を設置し、匿名でも相談できる環境をつくる。
- 相談のないときは、授業の補助に入り、児童とふれあうことで、信頼関係を築く。
- 通知を出して、保護者の相談にも対応できることを伝える。

④ 保護者・地域との連携

- 「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域の方が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や年度初めに、児童、保護者、関係機関等に周知する。
- 日頃から、積極的に情報交換を行う。（通信物・電話・家庭訪問、保護者会等）
- 学校便りで、いじめの発見に協力を求めるとともに、学校へのいじめの訴えや相談方法を周知する。

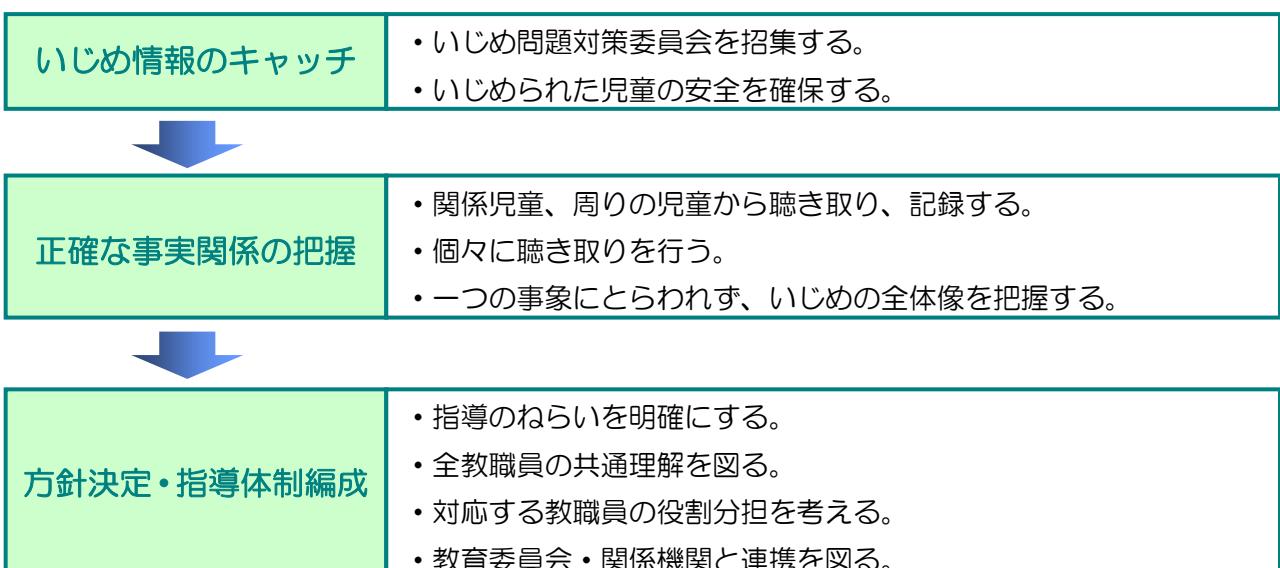
*何か気になることがあるときは、担任に気軽にご相談ください。

*担任に相談しづらい場合は、学年主任、教頭、生徒指導主任、心のふれあい相談員等、相談しやすい職員にご相談ください。

IV いじめに対する措置

いじめの発生に気付いた場合は、いじめ問題対策委員会を招集し、担任だけでなく、教職員全員が連携して的確・迅速に対応する。保護者との対応についても誠意をもって行い、問題解決のために信頼関係と協力体制の樹立により一層努める。また、いじめの状況によっては、関係機関との連携を図る。そして、いじめられている子どもを継続して見守るとともに、二度といじめを発生させない学級・学年・学校づくりを推進する。

1 いじめ対応の基本的な流れ



児童への指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童を保護し、心配や不安感を取り除く。 ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・直接会って、把握している事実と、具体的な対策を伝える。 ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に支援や指導を行う。 ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

◆ 把握すべき情報例 ◆

- 誰が誰をいじめているのか。 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか。 【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか。どんな被害をうけたのか。 【内容】
- いじめのきっかけは何か。 【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか。 【期間】

◆ いじめの解消 ◆

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の二つの要件が満たされている場合に「解消している」状態と捉える。また、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身に苦痛を感じていないと認められる。

*卒業をもって「解消している」と判断せず、中学校へ引き継ぎ等を確実に行う。

2 いじめが起きた場合の対応

いじめられている児童	いじめている児童	学級（周りにいた児童）
<p>①起こっている事実を確認するとともに、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。</p> <p>②最後まで守り抜くこと、そして秘密を守ることを伝える。</p> <p>③必ず解決できる希望を持たせる。</p> <p>④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。</p>	<p>①いじめてしまった気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。</p> <p>②心理的な孤立感・疎外感を与えないようとするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめが非人道的であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。</p> <p>③他の児童と離した場所での指導も検討する。</p>	<p>①いじめが起きたことを伝え、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。</p> <p>②いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。</p> <p>③いじめられている児童やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。</p>
いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して	関係機関
<p>①発見したその日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を伝えるとともに、いじめられている児童を守り抜くことを伝える。</p> <p>②いじめた児童や周囲の児童への対応と学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。</p> <p>③継続して家庭と連携を取り、家庭での児童の変化に注意してもらい、どんなに些細な相談でも真摯に受け止める。</p>	<p>①いじめの事実を伝え、いじめられる児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。</p> <p>②いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが卑怯な行為であることを指導するよう依頼する。</p> <p>③児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考える。</p>	<p>①プライバシーに配慮しつつ、心のふれあい相談員や北中会、北中の子どもを守る会、学校運営協議会などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。</p> <p>②事案によっては教育委員会（健やか輝き支援室・学校経営アドバイザー・教育センター等）、警察署、児童相談所、こども家庭センター、学校運営協議会、民生・児童委員等と連携を図る。</p>

3 重大事態への対処

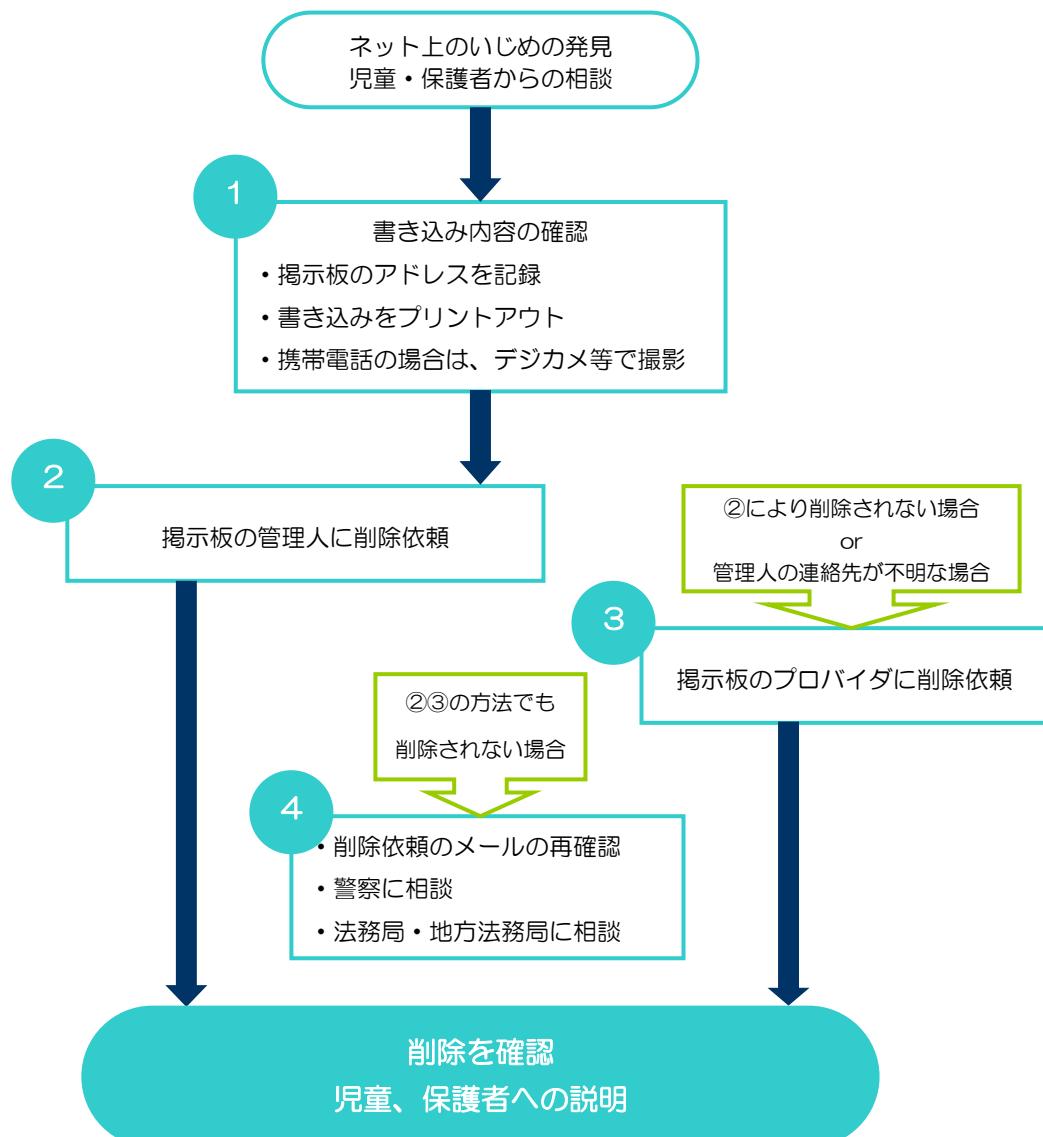
- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、いじめ問題対策委員会で認知し、対応を協議した後、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) 調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 ネットいじめへの対応

① 「ネット上のいじめ」の類型

- (1) 掲示板・ブログ・プロフでの「ネットいじめ」
 - 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
 - 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
 - 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う
- (2) メールでの「ネットいじめ」
 - メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
 - 「チェーンメールで」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
 - 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う
- (3) その他の「ネットいじめ」
 - 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗・中傷
 - SNSを利用して、誹謗・中傷の書き込みを行う

② 誹謗・中傷の削除の流れ



◆ 掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメールの文例 ◆

[件名] 削除依頼について

[本文]

- 所沢市立北中小学校教職員
- 削除してほしい掲示板名及びURL
- 削除してほしいスレッド名及びURL
- 問題となっている書き込みNo.（レス番号）
- 具体的な削除理由

上記掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。

更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

② チェーンメール等への対応

児童にチェーンメールを他の友人等に転送しないように、次の点を踏まえ、指導を行う。

- ① 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ② チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ③ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性があるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ④ チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ⑤ チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ⑥ チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

◆ チェーンメール転送先 ◆

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介する。
(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

V 組織対応

1 いじめ防止等の対策のための組織

① 名称

「いじめ問題対策委員会」(生徒指導部会)

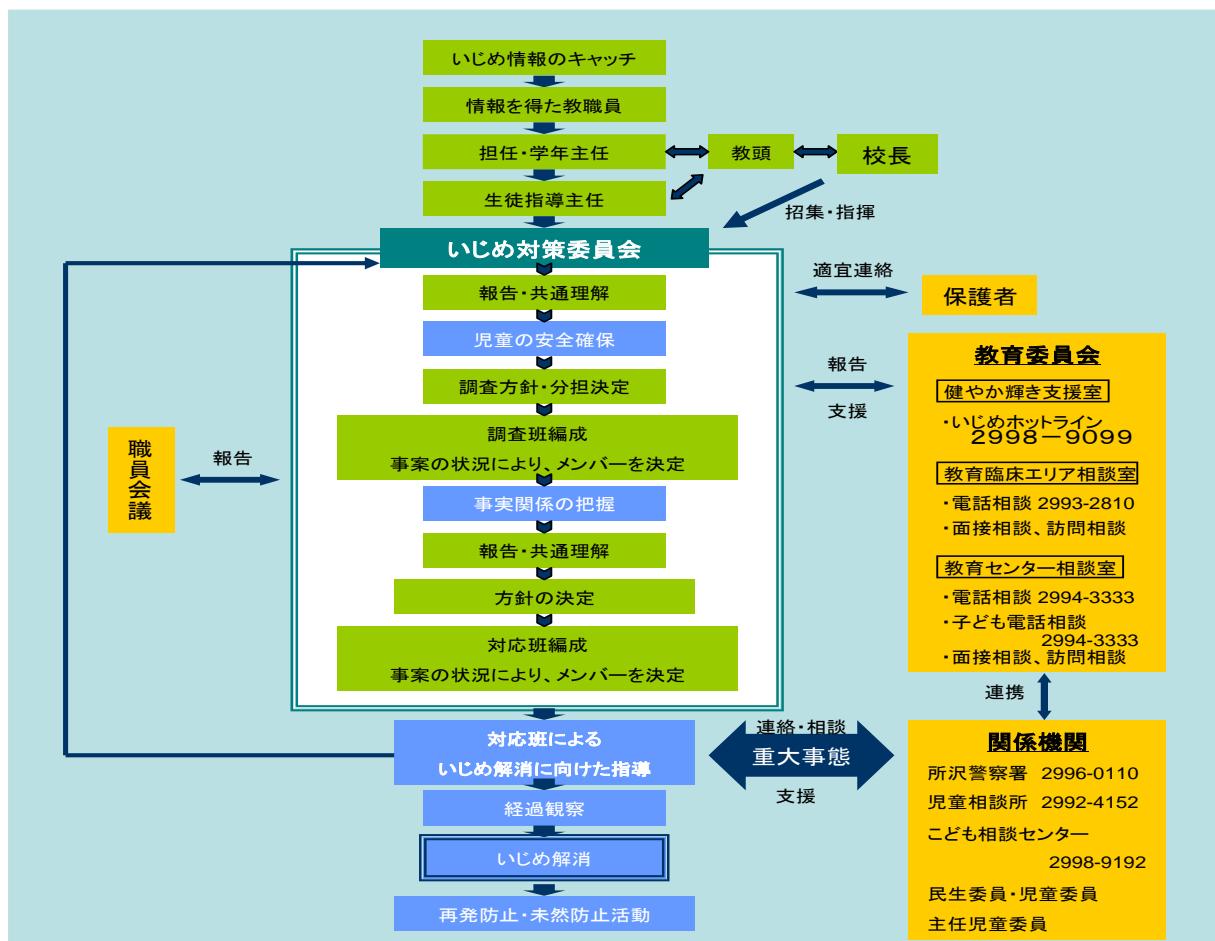
② 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭 学年生徒指導担当

③ 役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施の中核としての役割
- 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめに関わる情報収集と記録、共有を行う役割
- いじめが疑われる情報があった時に緊急対策会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

2 いじめ発生時の組織的対応の流れ



3 いじめ防止に関する取組の年間計画

	未然防止	早期発見	社会性の育成
4月	学校いじめ防止基本方針の確認 心のふれあい相談員紹介	学級指導 「いじめは許されない」	
5月	人権教育講話		運動会
6月	生徒指導教育相談全体会	仲良しアンケート	遠足
7月	第1回いじめ問題対策委員会	個人面談（保護者）	5年生林間学校
8月	生徒指導教育相談校内研修		
9月	非行防止教室 (インターネット犯罪 5年生)	仲良しアンケート	6年生修学旅行
10月	第2回いじめ問題対策委員会		校内音楽会
11月	いじめ撲滅強化月間の取り組み	個人面談（希望者）	北中まつり
12月	非行防止教室 (薬物乱用防止 6年生)		
1月	第3回いじめ問題対策委員会	仲良しアンケート	
2月	生徒指導教育相談全体会		6年生を送る会
3月	学校いじめ防止基本方針の見直し		

*いじめ問題対策委員会は年3回定期的に行うとともに、状況に応じて臨時に実施する。

VI いじめ相談窓口

所沢市立教育センターの教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のいじめ相談機関について、学校を通して毎年度すべての児童に配布するとともに、校内掲示を徹底する。なお、学校及び教師への不信感等から学校関係機関への相談を躊躇する場合は、その他、様々な相談機関を児童、保護者に周知するとともにその積極的な活用を促す。

＜主な相談先一覧＞ ※令和7年2月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
いのちの電話	0120-783-556 毎月 10日8時～翌 11日8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8:30～18:15	子どもの養育、性格行動、しつけ、 非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日 24時間受付	いじめなど子供の SOS
子どもの人権 110番 (法務局)	0120-007-110 月～金 8:30～17:15	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16時～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あつたかサポートセンター	04-2968-3960 月～金 9時～17時	ひきこもりなど
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など
所沢市教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334 月～金 9時～17時	子供に関する幅広い悩みなど
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金 9時～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-822-7007 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	いじめ、虐待、体罰等

親と子どもの悩み事相談@埼玉

LINE アプリのホーム画面で、「親と子どもの悩み事相談@埼玉」を検索後、友達追加してから利用可能